

写

受理番号	陳情第11号
受理年月日	平成28年8月12日

陳 情 書

平成 28 年 8 月 12 日

原発事故避難者に対する住宅無償提供継続の意見書提出を求める陳情

二宮町議会議長
添田 孝司 殿

陳情者

住所 神奈川県横浜市旭区四季美台 91-9
氏名 村田 弘 ㊟

陳情の趣旨

東京電力福島第一原子力発電所の事故から 5 年半の月日が経ちましたが、事故によってふるさとを離れることを余儀なくされた避難者は、今も約 10 万人に上り、神奈川県でも 3 千人近い方々が避難生活を送っています。

子どもの健康を心配して暮らす母子、ふるさとを想いながら子どもや親戚を頼って仮住まいをしているお年寄りなど、様子はさまざまです。いずれの方々も苦難に耐えながら、なんとか避難先に根差した生活を送っております。

しかし、政府と福島県は昨年、避難指示区域外からの避難者に対する借り上げ住宅等の無償提供を来年 3 月限りで打ち切ることを決定し、神奈川県でもその準備が進められています。打ち切り対象者は全国で 1 万 2500 世帯、3 万 2300 人を超え、神奈川県でも 369 世帯が対象になっています。

住宅は最も基本的な生活の基盤です。中でも自助努力で避難生活をつないでいる母子避難者にとっては、唯一の命綱です。これを切られることは、直ちに経済的な困窮に陥り、子どもたちの未来をも断ち切ることになりかねません。福島県が行った意向調査では、県外避難者の約 8 割が「来年 4 月以降の住宅が決まっていない」と答え、7 割の人々が県外での生活の継続を希望しています。

原発事故からの生活再建には長い時間が必要です。懸命に生きている人々の生活を支え、子どもたちの希望をつなぐために、政府と福島県及び神奈川県に対し、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書の提出をしていただきたく、陳情を致します。

陳情項目

- 1、福島原発の避難者が今のまま住み続けられるよう、住宅支援策を継続、拡充させること。
- 2、原発事故子ども・被災者生活支援法に基づき、抜本的、継続的な住宅支援が可能な新たな制度を確立すること。